

## 滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（中小企業向けセミナーの開催）委託仕様書

### 1 委託業務の名称

滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（中小企業向けセミナーの開催）

### 2 委託業務の目的

本事業は、「滋賀県ちいさな企業応援月間」において小規模企業をはじめとする中小企業（「ちいさな企業」）が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するため、ちいさな企業の魅力やちいさな企業に対する施策の周知と発信のさらなる強化を行うことを目的としている。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

### 4 委託業務の内容

- (1) 事業者の経営力強化につながるセミナーの実施
- (2) 業務の流れ、県と受託者との役割については、別添「仕様書補足資料」を確認すること。

### 5 業務の遂行について

- (1) 中小企業の情報発信力向上（SNS活用）やデジタルスキル向上（DX推進）等の事業者の経営力強化につながる内容をテーマとするセミナーを開催すること。
- (2) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県に提出すること。

（参考：業務のスケジュール）

5月下旬	契約締結
7月	セミナーの開催
9月	実績報告

### 6 成果品等の納入場所

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 活性化推進係

メールアドレス：fb00@pref.shiga.lg.jp

## 7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 本業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用するときは著作権法および契約書に定める取扱いによるものとし、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託事業の終了までに県に返却することとする。
- (4) 委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果品を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。
- (6) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。